



●中日新聞東京本社
 東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
 〒100-8505 電話 03(6910)2211

飲んで美味しく
料理のかくし味でも大好評!

http://www.gyokuroen.co.jp

表現の自由制約「当然」

自民改憲草案撤回せず

衆院憲法審

衆院憲法審査会は二十四日、憲法で国家権力を縛る「立憲主義」などをテーマに議論した。自民党の中谷元氏(与党筆頭幹事)は、二二条の表現の自由を制約を加えている同党の改憲草案について「極めて当然のこと」と、一定の制約が必要との考えを示した。草案の撤回にも応じなかった。『立憲主義応酬②詳報⑦社説⑤面』

現行憲法の二二条は集会、結社、言論の自由を規定。草案は「公益及び公の秩序を害すること」を目的とした活動は認められないというただし書きを加えた。自民党は憲法審の再開に当たり草案を事実上封印

これに対して中谷氏は「防止法が適用できなかった「オウム真理教に破壊活動」反省を踏まえた」と説明。

【自民党改憲草案二二条】

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

② 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

③ 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

【日本国憲法第二十一条】

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

「公益及び公の秩序を害すること」という表現が「制限を厳しく限定している」として理解を求めた。ただ、何が「公益及び公の秩序」に当たるかは曖昧との指摘がある。

現行憲法は国民を権力から守るため、国会議員ら権力側だけに憲法の尊重擁護義務を課しているが、自民党の草案は国民にも尊重義務を課す内容。中谷氏は、「これについても「国民も憲法を尊重すべきことは当然」と指摘した。

民進などは、草案は立憲主義に反するの撤回を求めていると批判したが、中谷氏は「立憲主義を何ら否定するものではない」と説明。自民党の平沢勝栄氏は草案の九条改憲に関連し、自衛隊の存在を明記することが立憲主義にかなうと述べた。(清水俊介)

読者とともに
紙面へのご意見
お問い合わせは

●電話
03-6910-2201
土日祝日除く9:30~17:30

●FAX
03-3595-6935

東京新聞ホームページ
TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp

政治部など
本紙記者が
ツイッターで
つぶやいています
(一覧は5面に)

ご購入お申し込み
0120-026-999